



経理の窓 4月号

平成27年4月1日号

3月の最後の日曜日、桜は、枝の先のつぼみで、木全体が濃い桜色、いまにも咲きそうな気配。翌日は、晴れていい陽気、薄い桜色に一気に変わって、静かに咲いていました。

今月の税務

法人 : 2月決算法人の確定申告と納付
地方税 : 軽自動車税の納付
固定資産税と都市計画税の第1期分の納付
個人 : 所得税の振替納税日、4月20日(月)
消費税の振替納税日、4月23日(木)
(口座振替での納税をご利用の場合)

個人事業主の方の専従者給与と専従者控除について

所得税の申告期限は、過ぎましたが、親族に支払う給与について、ポイントをまとめます。個人事業主が、生計を一にしている配偶者やその他の親族に給料を支払うことがあります。これらの給料は、原則として必要経費になりませんが、次のような特例があります。

(1) 青色申告者の場合

一定の要件の下に実際に支払った給与の額を必要経費とする青色事業専従者給与の特例

(2) 白色申告者の場合

事業に専ら従事する家族従業員の数、配偶者かその他の親族の別、所得金額に応じて計算される金額を必要経費とみなす事業専従者控除の特例

※青色事業専従者として給与の支払いを受ける人または白色申告者の事業専従者である人は、控除対象配偶者や扶養親族にはなれません。

※青色申告者であっても、事業的規模でない不動産事業には、青色事業専従者給与の特例は、適用されません。

■青色申告者の専従者給与

・青色事業専従者給与として認められる要件

① 青色事業専従者に支払われた給与であること

- ・青色申告者と生計を一にする配偶者その他の親族であること。
- ・その年の12月31日現在で年齢が15歳以上であること。
- ・その年を通じて6月を超える期間（一定の場合には事業に従事することができる期間の2分の1を超える期間）、その青色申告者の営む事業に専ら従事していること。

② 「青色事業専従者給与に関する届出書」を納税地の所轄税務署長に提出していること。

提出期限は、適用を受けようとする年の3月15日です。（その年の1月16日以後、事業を開始した場合や新たに専従者がいることとなった場合は、事業を開始した日や新たに専従者がいることとなった日から2ヶ月以内です。）

- ③届出書に記載されている方法により支払われ、しかもその記載されている金額の範囲以内で支払われたものであること。
- ④青色事業専従者給与の額は、労務の対価として相当であると認められる金額であること。過大とされる部分は必要経費とはなりません。

※青色事業専従者給与の支給を受ける方は、給与所得として、受給額により、所得税を源泉徴収されたり、年末調整を受けたり、確定申告をします。

■白色申告者の事業専従者控除

- ・事業専従者控除額は、次のイまたはロの金額のどちらか低い金額です。
- イ事業専従者が事業主の配偶者であれば86万円、配偶者でなければ専従者一人につき50万円
- ロこの控除をする前の事業所得等の金額を専従者の数にを1を足した数で割った金額
- ・白色事業専従者控除を受けるための要件
- ①白色申告者の営む事業に事業専従者がいること。
- ・白色申告者と生計を一にする配偶者その他の親族であること。
 - ・その年の12月31日現在で年齢が15歳以上であること。
 - ・その年を通じて6月を超える期間、その白色申告者の営む事業に専ら従事していること。
- ②確定申告書にこの控除を受ける旨やその金額など必要な事項を記載すること。



《扶養控除の記載もれ、控除金額の間違いがあった場合には》

「確定申告書（期日後申告を含みます。）」を提出していない場合は、「確定申告書」を提出することにより扶養親族の変更や控除金額の訂正をします。

「確定申告書」を提出した後で、扶養控除の所属の変更は、できないことになっています。これは、「修正申告書」や「更正の請求書」が「扶養控除等申告書」に含まれないためです。

「確定申告書」を提出した後の控除金額の間違いは、税金を納めるときは「修正申告書」を、税金が還付されるときは「更正の請求書」を提出します。



有限会社 たべい 電話043-422-5836 FAX043-422-5844
<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。
<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>